

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○県議会の議員その他の非常勤の職員
の公務災害補償等に関する条例
施行規則の一部を改正する規則

四六

○指定金融機関等の名称、位置並び
に収納及び支払の事務の取扱範囲
を定める規則の一部を改正する規
則

四六

告 示

○県議会の議員その他の非常勤の職
員の公務災害に係る年金たる補償
及び休業補償の補償基礎額の限度
額を定める規程の一部を改正する

四六

規 程

○土地改良区の定款の変更を認可し
た件二件

四二

○道路の区域を変更する件

四二

○道路の供用を開始する件

四二

○廃川敷地等が生じた件

四三

公 告

○特定非営利活動法人の定款の変更
の認証の申請があった件三件

四三

福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会

○選挙権を有する者の総数の五十分
の一及び三分の一の数並びに福島
県議会議員選挙区別の選挙権を有
する者の総数の三分の一の数を告
示する件

四四

規 則

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則及び指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年六月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第四十九号

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年福島県規則第十四号)の一部を次のように改正する。
第十七条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十九号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十一号様式中

リハビリティセンター			
を	リハビリティセンター		
に改める。			

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第十七条第一項各号の規定は、この規則の施行の日以後に行うべき事由が生じた福祉事業について適用し、同日前に行うべき事由が生じた福祉事業については、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現に作成されている改正前の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第二十一号様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(人事領域給付グループ)

福島県規則第五十号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則(昭和三十三年福島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。
別表第三会津みなみ農業協同組合の項中「富田支店、明和支店、朝日支店」を「只見支店」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年七月三十日から施行する。

(出納局公金管理グループ)

告 示

福島県告示第四百三十三号

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十九年六月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程（平成二年福島県告示第千三百九十五号）の一部を次のように改正する。

本則の表二十歳未満の項中「四、二九一元」を「四、二二九元」に、「一三、二四六円」を「一三、四六七円」に改め、同表二十歳以上二十五歳未満の項中「五、〇四六円」を「四、八四七円」に、「一三、二四六円」を「一三、四六七円」に改め、同表二十五歳以上三十歳未満の項中「五、九二三元」を「五、七四四円」に、「一三、二四六円」を「一三、四六七円」に改め、同表三十歳以上三十五歳未満の項中「六、五八〇円」を「六、四七八円」に、「一六、一六一円」を「一六、二四五円」に改め、同表三十五歳以上四十歳未満の項中「七、〇九八円」を「七、〇六二円」に、「一九、四七三元」を「二〇、〇八四円」に改め、同表四十歳以上四十五歳未満の項中「七、二〇二元」を「七、二二三円」に、「二一、六二五円」を「二一、五九一元」に改め、同表四十五歳以上五十歳未満の項中「七、〇四三元」を「六、九七三元」に、「二三、一二二元」を「二三、九四一元」に改め、同表五十歳以上五十五歳未満の項中「六、五七九円」を「六、四七九円」に、「二三、五五六円」を「二四、一六四円」に改め、同表五十五歳以上六十歳未満の項中「六、〇四二元」を「五、八四三元」に、「二三、三〇七円」を「二三、九二八円」に改め、同表六十歳以上六十五歳未満の項中「四、四九八円」を「四、五三九円」に、「二一、四六一円」を「二一、一六四円」に改め、同表六十五歳以上七十歳未満の項中「四、〇七〇円」を「四、一〇〇円」に、「一五、五三五円」を「一四、六〇八円」に改め、同表七十歳以上の項中「四、〇七〇円」を「四、一〇〇円」に、「一三、二四六円」を「一三、四六七円」に改める。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。
2 この規程（本則の表六十歳以上六十五歳未満の項中「二一、四六一円」を「二一、一六四円」に改める部分及び同表六十五歳以上七十歳未満の項中「一五、五三五円」を「一四、六〇八円」に改める部分を除く。）による改正後の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度を定める規程の規定は、平成十九年四月一日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る

年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

（人事領域給付グループ）

福島県告示第四百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、梁川町土地改良区から平成十九年四月十八日付けで申請のあった定款の変更について、平成十九年六月八日認可した。

平成十九年六月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

（農村整備領域農村計画グループ）

福島県告示第四百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、安達疏水土地改良区から平成十九年五月三十一日付けで申請のあった定款の変更について、平成十九年六月八日認可した。

平成十九年六月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

（農村整備領域農村計画グループ）

福島県告示第四百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県いわき建設事務所が平成十九年六月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年六月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前後		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道いわ き上三坂 小野線	いわき市泉町下川字八 合九一番二地先から 同 市泉町下川字八 合九一番四地先まで	一六・六〇	一六・六〇	三三・六	六二・〇
		二一・八	二一・八		

（道路領域道路企画グループ）

福島県告示第四百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県県北建設事務所で平成十九年六月十五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成十九年六月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道二本松川俣線	二本松市油井字洪井二〇八番地先から 同 市油井字河窪三七番三地先まで	平成一九年 六月一五日

（道路領域道路企画グループ）

福島県告示第四百三十八号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。
その関係図面は、福島県土木部河川港湾領域河川企画グループ及び福島県県中建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成十九年六月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 河川名称 一級河川阿武隈川水系大滝根川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十九年六月十五日
- 三 廃川敷地等の位置
 - 上流端田村市船引町大字船引字中ノ内前十七番地先から下流端同市船引町大字船引字中ノ内前十番一 địa先まで及び上流端同市船引町大字船引字中ノ内前八番一 địa先から下流端同市船引町大字船引字中ノ内前十番一 địa先まで
- 四 廃川敷地等の種類及び数量
 - 土地 三六一・一六平方メートル

（河川港湾領域河川企画グループ）

公 告

公告第三百五十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成十九年六月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日 平成十九年五月三十日
- 二 名称 特定非営利活動法人スケッチブック
- 三 代表者の氏名 石原 寛之
- 四 主たる事務所の所在地 福島県本宮市仁井田字吹上一番地の一
- 五 定款に記載された目的
 - この法人は、障がいを抱える人々と地域で共に暮らす人々に対して、地域福祉の向上につながる事業等を行い、最終的には誰もが安心して暮らせる豊かな社会の実現を目的とする。同時に、単体法人のみの取り組みで終わることなく、他機関・事業所との交流や連携を大切に共に歩み、成長することを目的とする。

（文化領域県民文化グループ）

公告第三百五十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成十九年六月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日 平成十九年六月五日
- 二 名称 特定非営利活動法人いわきFP・eーらいふ
- 三 代表者の氏名 大川 幸子
- 四 主たる事務所の所在地 福島県いわき市平字下の町七番地
- 五 定款に記載された目的
 - この法人は、地域住民に対して、金銭教育、生活設計相談会の開催、社会保障制度の啓蒙活動に関する事業を行い、安心・楽しい・豊かな生活の推進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

（文化領域県民文化グループ）

公告第三百五十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成十九年六月十五日

平成十九年六月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日
平成十九年六月八日
- 二 名称
特定非営利活動法人こころのさと
- 三 代表者の氏名
永峯 喜代江
- 四 主たる事務所の所在地
福島県会津若松市石堂町六番三十号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者、障害者に対し、保健および福祉の増進に関する事業等を通し、世代間の交流や環境に優しい生活で生きている喜びや共にいる幸せを感じ、健康で安らかな生活を営むことのできる地域社会に寄与することを目的とする。

(文化領域県民文化グループ)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第五十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八十一条に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成十九年六月二日現在において、次のとおりである。

平成十九年六月十五日

福島県選挙管理委員会

委員長 新妻 威 男

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)
- 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

選挙区	人数	選挙区	人数
伊達郡	三三、一一六	福島市	七七、一七九
安達郡	一八、三七二	会津若松市	三一、九〇八
岩瀬郡	八、五五九	郡山市	八八、四七〇
南会津郡	九、〇八六	いわき市	九五、六一四
耶麻郡	一四、四一七	白河市	一一、五八二
河沼郡	九、五一五	原町市	一一、八〇七
大沼郡	八、八三〇	須賀川市	一八、〇二三
西白河郡	一八、〇三四	喜多方市	九、三八四
東白川郡	九、九八八	相馬市	一〇、四九五
石川郡	一一、六七六	二本松市	九、二〇七
田村郡	二〇、二九〇		
双葉郡	二〇、〇五七		
相馬郡	一一、一二二		